

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和7年7月1日

広島市長 松 井 一 寛

事業者 名称	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
医療法人信愛会	ヘルパーステーションしんあい	広島市安佐南区伴東五丁目8番24号	訪問介護
株式会社worth'it	LA・LACare	広島市西区観音本町一丁目3番16号カーサ・ワタナベ1F	訪問看護及び介護予防訪問看護
合同会社まおのて	訪問看護リハビリテーションJAーKEY+	広島市西区南観音三丁目2番22号レジデンス南観音101	訪問看護及び介護予防訪問看護
株式会社幸房	サンライフ段原東デイサービス	広島市南区段原山崎三丁目2番28号	通所介護
有限会社アップマテリアル	デイサービス孫の手	広島市安佐北区可部南一丁目8番44号	通所介護